

どうなる医療DX

公益財団法人日本医療総合研究所 寺尾正之

1、はじめに

(1) 医療DXとは

- ①政府は、「最先端のデジタル国家になる」ことを掲げ、国民の個人情報のデータ連携と、その利活用を大規模かつ効果的に行うデジタル化政策を推進している。
 - ・その中核に保健・医療・介護分野を対象とした医療DXを位置付けている。
 - ・医療DXは、マイナンバー制度のインフラを活用し、マイナ保険証とマイナポータルを組み合わせるのが前提

- ②政府の医療DXの工程表には、
 - ❶データ保存の外部化・共通化・標準化によって、医療等情報のデジタル化・共有化と、情報の二次利用を推進する
 - ❷業務やシステムのデジタル化によって、医療機関等における「デジタル化による業務改革」を実現する
 - ❸国民自身の予防の促進し、「社会や生活の形を変えていく」ことでデジタル社会を実現する——という基本的な考え方が盛り込まれた

- ③医療DXとは単なるデジタル化やICT化とは違い、政府主導でデジタル化の枠組みに合わせるかたちで医療サービスや医療制度を変革していくことが本質
⇒医療のデジタル化やICT化を全否定するものではないが、万能ではないし、あくまで手段でしかない、医療は効率性・利便性が全てではない

- ④医療DXの政策的な背景には、国民に対して「健康の自己責任」論の立場から行動変容を求め、公的医療費を抑制するとともに、データ化された個人の医療情報を利活用して、新たな産業基盤につなげていくねらいがある

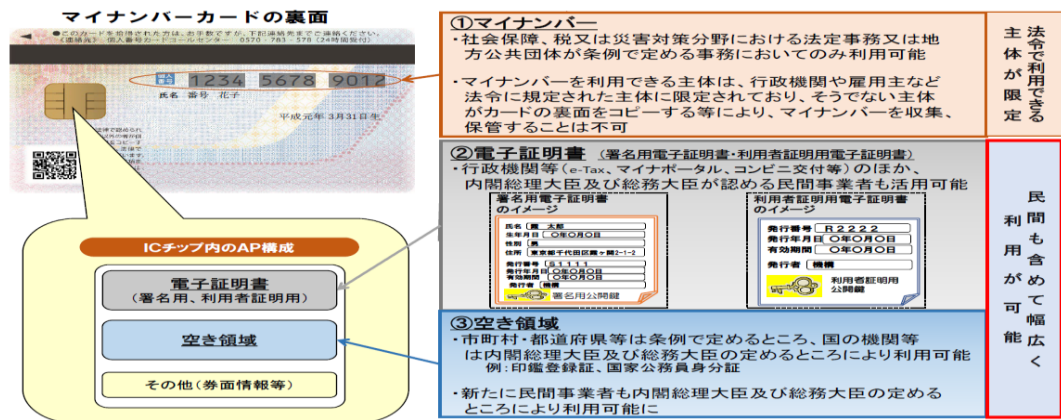
(2) マイナンバー制度は、一つの番号と一枚のカードに膨大な個人情報がひも付けられ、引き出せる仕組み

- ①個人を識別するために付番される12桁の個人番号（特定個人情報に該当し、本人同意があっても第三者への提供は禁止）
 - ・日本に住民票があるすべての人に、原則、生涯変わらない12桁の個人番号＝マイナンバーを付けて、個人情報をひも付けて活用できるようにした

- ②公的に本人確認を行うためのマイナンバーカード（申請・取得は任意）
 - ・氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、マイナンバー等が記載されている
 - ・マイナカードに付いているICチップには、❶公的に本人を確認する電子証明書、❷「空き領域」、❸本人の顔画像データ等が備わっている

- 電子証明書には固有の発行番号（シリアルナンバー）が付いている。12桁のマイナンバーとは異なる番号で、利用範囲は制限されていない

⇒ この電子証明書の発行番号が備わっているマイナカードを健康保険証として利用している



③政府が運営するオンラインの窓口になり、自分の医療情報も確認できるマイナカード専用 Web サイトのマイナポータル（登録・利用は任意）

- 行政手続きの申請、行政機関からの配信、わたしの情報の確認等のサービスを利用することができる

マイナポータルで情報が取得できる 29 項目

医療	年金
① 健康保険証 (保険者名、被保険者証記号など)	⑫年金 (年金支払額など)
② 診療・薬剤 (診療内容や処方薬など)	⑬年金その他 (年金生活者支援金など)
③ 医療費 (医療機関で支払った費用)	子ども・子育て
④ 予防接種 (BCG やインフルエンザなど)	⑭児童手当 (支払額、支給年月など)
⑤ 特定健診・後期高齢者健診 (メタボなどの健診結果)	⑮ひとり親家庭 (児童扶養手当など)
⑥ 検診 (がんなどの健診結果)	⑯母子保健 (妊娠届の情報など)
⑦ 医療保険 (保険証の資格、高額療養費の給付など)	⑰教育・就学支援 (就学支援金など)
⑧ 医療保険その他 (制度間の支給調整に使われる情報)	⑱障害児支援・小児慢性特定疾患医療 (給付情報など)
⑨ 学校保健 (生活保護家庭向けに援助される医療費)	世帯情報
⑩ 難病患者支援 (特定医療費の支給開始年など)	⑲世帯情報 (住民票記録情報)
⑪ 保険証の被保険者番号など (保険証の券面に記載された情報)	福祉・介護
⑫ 医療保険情報が提供された状況や履歴	⑳障害保健福祉 (障害者手帳など)
税・所得・口座	㉑生活保護 (支給開始年月日など)
⑬ 税・所得	㉒中国残留邦人等支援 (支援給付の開始など)
⑭ 医療費通知情報 (医療機関で支払った費用)	㉓介護・高齢者福祉 (介護保険に関する情報)
⑮ 公金受取口座 (銀行名、口座番号など)	雇用保険・労災
	㉔雇用保険
	㉕労災補償

2、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」のねらい

(1) マイナ保険証による医療情報の取得

①医療情報の一次利用は、患者紹介や診療連携、検査や画像データ等の情報提供・連携等は現在、日常診療において行われている

②マイナカードによる医療情報の取得・連携を推進するデータ基盤として、マイナ保険証の受付システム＝オンライン資格確認を導入、4月から原則義務化

- 顔認証付きカードリーダーの「過去の診察やお薬情報を当機関に提供することに同意しますか」の画面から、「同意しない」を選んだ患者の医療情報は開示されない。医療情報の取得には「本人の同意」が必要

- ・現状、健康保険証（被保険者番号）による医療情報の取得は、「本人の同意」があったとしても認められていない
 - ⇒ 電子処方箋の重複投薬等チェックに限られるが、薬剤情報を開示する方針（厚労省 健康・医療・介護情報利活用検討会 2023年3月29日）

③政府は、「医療情報を共有・活用し、より良い医療を提供できるようにする、
というが、開示される情報の期間は、特定健診情報は5年分、レセプトの診療
情報・薬剤情報は3年分（開示までに最短で1ヶ月半かかる）

（2）マイナポータルへの医療情報の集積と利活用

- ①マイナ保険証の受付システム＝オンライン資格確認に集積された医療情報について、政府はマイナポータルと連携して、医療情報の自己管理・利用を促す
 - ・マイナポータル利用者の「本人の同意」のもと、行政機関などから入手した自らの個人情報を外部サービス（民間企業等）に提供することも促す
- ②マイナカード取得者向けのサイトであるマイナポータルは、政府が2017年に開設し、マイナンバー法において利用制限などは課されていない
 - ・オンラインサービスで、電子申請などの行政手続きを行うことや、行政機関等が保有している自身の個人情報を確認し、第三者に提供することができる
 - ・マイナンバーとひも付いている医療保険情報や税務情報、年金情報、世帯情報といった非常に重要な情報が、自分専用のウェブサイトで管理されている
- ③政府は、マイナカードをキーとしたマイナポータルに「概ね全て」の国民が登録することをめざしている
 - ・河野太郎デジタル相「まずは国民がマイナポータルにつながりさえすればよい」（毎日新聞 2022年10月19日）
 - ＜デジタル庁の「マイナポータル利用規約」＞
 - ・マイナカードの健康保険証登録をすると、自動的に利用者の情報を、「総理大臣に対し開示できることに同意したものとみなす」と明記されていた（2023年1月4日、利用規約改定で削除）
 - ・「利用者は、自らの責任によりマイナポータルを利用」（第3条）することを前提に、「利用者本人又は第三者が被った損害について、デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わないものとします」（第26条）と明記されている
- ④一方的に利用者責任を押し付けられ、情報が漏れても責任を取らない、セキュリティーも責任の所在も不透明なのに、さらに幅広い分野においてマイナカードのひも付け情報や民間企業等による利活用を拡大する。個人情報流出や不利用のリスクが高まる懸念がある

3、マイナ保険証・マイナポータルから始まる医療 DX のねらい

(1) 医療・社会保障抑制の政策ツールとして活用する

①骨太の方針 2023（6月16日、閣議決定）

- ・「国民の個人情報のデータ連携と、その利活用を大規模かつ効果的に行う」
- ・マイナカードの「市民カード化」を推進し、「デジタル社会のパスポート」の役割・機能を持たせる（常時携帯させていく）
- ・マイナポータルで利用できる情報（現時点で29項目）を増やす
- ・マイナカードのICチップ内の本人確認機能（電子証明書を177社が利用）や、「空き領域」について民間企業のビジネス利用を普及する
- ・PHR（パーソナルヘルスレコード：個人の健康情報記録）―「本人が検査結果等を確認し、自らの健康づくりに活用できる仕組みを整備する」

②政府の「全世代型社会保障構築会議」の報告書(2022年12月16日)

- ・「社会保障のDX（デジタルトランスフォーメーション）に積極的に取り組む」
- ・マイナンバーやマイナンバーカードと紐づいた公共機関や民間事業者が保有する社会保障関係などの「各種データの連携」と「本格的なデータ利活用」
- ・「自らの健康・医療情報を自分で管理・活用」していく

③マイナカード・マイナンバーとひも付いている医療等情報を利活用して、データに基づいて、個別の社会保障政策を立案するという枠組み（データをもとに行動や意思決定をする「データドリブン」）をつくる方向

- ⇒ 例えば、集積された医療データをもとに公的医療保険の給付対象を精査し、見直していく

④自民党政調会「医療DX令和ビジョン2030」（2022年5月、23年4月）

<医療DXの基本方針>

- ・「国民自身が自らの健康づくりや健康管理に主体的に関与できるような環境を整備する」
- ・「個人情報の『公益』への活用という発想への転換が必要である」
- ・医療機関を「モダンシステムへ刷新する」ために、政府は、標準型電子カルテや診療報酬の共通算定モジュールの提供を「強力に進めていく」
- ・「強力かつ一元的な司令塔」を確立し、「データ連携やアクセス管理」を行う

※自民党憲法改正草案

（国民の責務）「常に公益及び公の秩序に反してはならない」

⑤提言の土台とも言えるのが「社会保障制度改革プログラム法」

（2013年12月5日成立）

- ❶「政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図る」（第2条2項）
- ❷「個人の健康管理、疾病の予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討を行

い、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励する」(第4条2項)
⇒ 国民に自身のデータに基づいて、健康の自己管理や疾病予防に取り組むよう求める(マイナ保険証・マイナポータルは自助努力が喚起される仕組み)

⑥医療DXによって、「標準的な医療サービス」を定めていく

- ・経済財政諮問会議の十倉経団連会長ら民間議員(2022年12月1日)
「同じ疾病・症状で提供する医療サービスのバラつきが地域差に影響している可能性」があり、「医療DXで整備するデータベースを活用し、標準的な医療サービスを特定した上で、その展開を図るべき」と提言
- ・急性期の入院医療はデータが集積されて標準化が進んでいる。次の課題は、医療DXで集積したデータを活用し、外来医療の標準化を進めていく(厚生労働省・医政局参事官)
⇒ 医療費の地域差を問題視し、医療費抑制のために「標準的な医療サービス」を定めていくことで、患者の個別性に応じた医学的判断が行われなくなる懸念がある

⑦「健康の自己責任」論の考え方に沿って、医療・社会保障抑制の政策ツールとして医療DXを推進

⇒ 国民全体の健康増進や医療の向上を図り、健康格差を解消していくことよりも、国民に対して自己責任と行動変容を促し、医療・社会保障の給付抑制をねらう

(2) 企業がビジネスとして二次利用する

①閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年12月)

・「データの流通、利用がデジタル社会の重要な礎である」と位置付ける

②経団連「新成長戦略」は、国民の個人情報、企業にとって利益を生み出す重要な「資源」と位置付ける

- ・個人情報を収集し、デジタルデータとして集積し、国と自治体が持つ膨大な個人情報と合わせて、企業がビジネスとして利活用しやすい仕組みをつくる
- ・政府が、国民一人ひとりの健康・医療情報を一括して管理できる機能を持った全国医療情報プラットフォームの構築が不可欠だと提言

③また、個人の生涯にわたる健康・医療情報について、個人情報保護法上の要配慮個人情報も含めて「情報銀行」に蓄積し、活用できるようにすることを求める

- ・情報銀行とは、提供先や提供するデータの条件などを登録し、第三者提供への同意を委任しておくことで、本人が指示することなく企業へ個人情報を提供できる仕組みで、こうしたサービスをビジネスとして成立させようとしている
⇒ 総務省は3月15日、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討

会 要配慮個人情報ワーキンググループ」において、情報銀行で扱える病歴や投薬情報など、個人の健康・医療分野のデータ収集を可能にする指針案を示した

- ④個人の健康・医療情報をはじめ、個人の生活データ、購買データ、移動データなど、あらゆる個人情報をひも付けし、企業や行政がAI（人工知能）を使って自動的に分析、評価・差別・選別（プロファイリング）したうえで、ビッグデータ化して二次利用する
⇒ 個人の行動変容を効果的に行うとしているが、深刻な社会的差別や排除を引き起こす恐れがある

（3）マイナンバーで個人の負担と給付を把握・比較する

- ①経済財政諮問会議の新浪経済同友会代表幹事ら民間議員（2022年11月2日）
「マイナンバーを通じた所得等情報、世帯状況、口座情報の活用」など、「マイナンバー利活用を前提とした給付と負担の制度改革」を提言
- ②窓口負担の割合は、年収がひとつの基準だが、預貯金額などに応じて窓口負担2割・3割の対象範囲の拡大をねらう
＜経済財政諮問会議の「改革工程表」＞
「医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映」について、
「預貯金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、引き続き検討」
- ③個人ごとの納めた税・社会保険料の額と社会保障の給付額—「負担と給付」の情報を総合的に把握・比較する「社会保障個人会計」の仕組みを導入することがねらわれている
- ・ “公平・公正な負担と給付、”と称して、必要に応じて給付するという社会保障の原理を否定し、負担と給付の等価交換という市場原理に置き換えようとするもの
 - ・ デジタル庁が所管し、個人の税・所得や医療・年金給付等の情報が集積されているマイナポータルは、社会保障個人会計の仕組みに変容していく懸念がある

4、医療DXの現状と工程表

（1）オンライン資格確認等システムを基盤とした「電子処方箋管理サービス」において電子処方箋の運用が始まる

- ①医師・歯科医師が、「電子処方箋・標準フォーマット」に基づき処方箋を作成し、電子的に署名を行い、電子処方箋管理サービスに登録する
- ・ 電子処方箋の場合、医療機関は「引換番号」と処方内容が記載された「処方内容（控え）」を電子処方箋管理サービスから取得し、紙に印刷して患者に渡す
 - ・ 患者が紙の処方箋を希望した場合は、紙の処方箋を交付するとともに、処方内容を含む電子ファイルを作成して、電子処方箋管理サービスに登録する

- ②2023年度内にリフィル処方への拡充、24年度以降、院内処方への拡充などに取り組み、25年3月までにオンライン資格確認を導入した概ねすべての医療機関に「導入させる」

(2) 電子カルテ情報の標準化

- ①個人の医療情報を利活用するキーとなるのが電子カルテ情報。電子カルテ情報は、個人情報保護法で要配慮個人情報とされ、利用目的の区別にかかわらず、「本人同意」を得ないで取得することや、利用目的の変更は認められていない
- ②電子カルテ情報を標準化することによって、個人の病歴、診断・治療結果などのカルテ情報が、全国の医療機関間で共有・交換されるだけでなく、「全国医療情報プラットフォーム」において管理されることになる
- ・2024年度中に電子カルテ情報の標準化を実現した医療機関から順次運用を開始する
 - ⇒ 傷病名、生活習慣病関連の検査情報など6つの医療情報、診療情報提供書など3文書を共有し、段階的に拡張する
- ③どの医療機関でも共有可能な「標準型電子カルテ」については、2026年度以降に運用を開始する
- ・全国統一プログラムである診療報酬の「共通算定モジュール」（初診や投薬など行った医療行為を入力すると、全国一律に算定点数や患者負担をアウトプットとして返す）は、26年度診療報酬改定から運用を開始する
- ④政府は、標準型レセコン、標準型電子カルテ、共通算定モジュールを一体的に提供し、電子カルテシステム未導入の医療機関を含め、遅くとも2030年には概ねすべての医療機関での導入をめざす

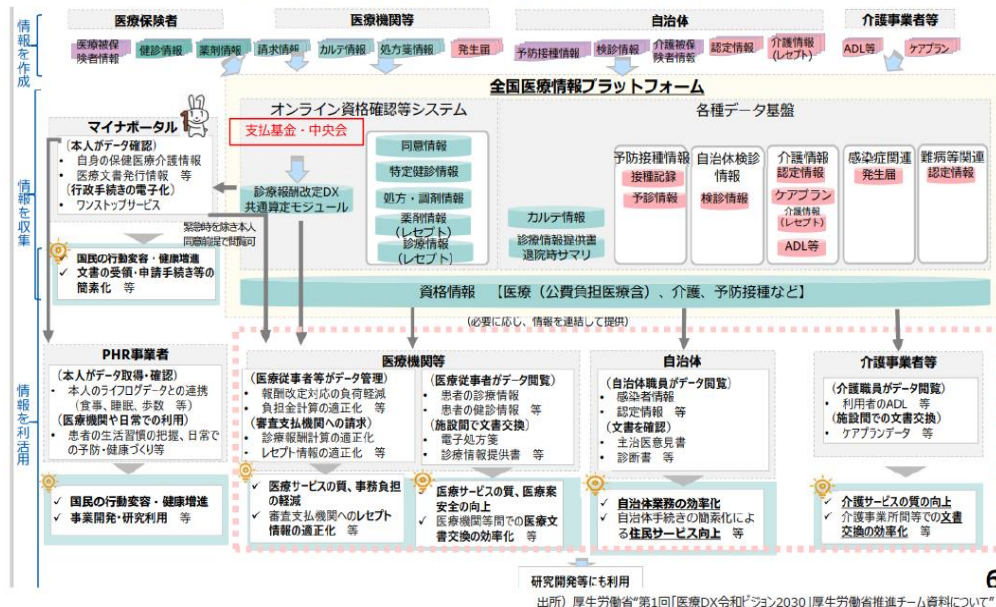
(3) 「全国医療情報プラットフォーム」の構築

- ①国民の健康・医療情報を一括して管理できる機能を持ったデータ基盤
- ・「医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム」（医療保険者、医療機関・薬局、自治体、介護事業者等）と位置付けている
- ②オンライン資格確認等システムを拡張し、「電子処方箋管理サービス」に続いて、「電子カルテ情報共有サービス」を24年度から順次運用を開始する
- ・介護保険証機能をマイナカードと一体化し、「介護情報基盤」を26年度から全国的に運用を開始する
- ③各種データは、マイナポータルとのAPI連携（筆者注：APIというデータを外部提供する窓口を作り、外部アプリと連携できる状態にする）によって、マイナポー

タルで自身の閲覧できるほか、本人が同意すれば、民間 PHR 事業者に情報を提供することが可能となる

⇒「PHR サービス事業協会」が 2023 年 7 月 10 日設立された（設立準備企業は 15 社、富士通、住友生命、塩野義製薬、テルモなど）

全国医療情報プラットフォーム（将来像）



④医療 DX に関するシステムの開発と運用主体として、社会保険診療報酬支払基金を抜本的に改組する。運用資金について「受益者負担の観点を踏まえた」検討を行うとしており、新たな負担を求められる懸念がある

⑤医療 DX の推進で 4 つの実現を目指す

- ①誕生から現在までの生涯にわたる健康・医療データを自分自身で把握する
- ②本人の同意を得た上で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有する
- ③健康・医療データを活用した民間 PHR（パーソナル・ヘルス・レコード：個人の健康情報記録）事業者によるヘルスケアサービスの提供
- ④製薬企業・保険会社等による健康・医療ビッグデータの二次利用

(4) ガバメントクラウド（Gov-Cloud）—2025 年度末の実施を目指す

①デジタル庁が整備・監理する政府の情報システムにおける共通基盤・機能を提供するクラウドサービス利用の仕組み

- ・自治体システムもガバメントクラウドを活用した標準システムへ移行する
- ・医療・介護・教育などの準公共部門の業務内容の情報システムも、原則ガバメントクラウドを活用した標準システムにあわせていく

②医療 DX 関連のマイナポータル、全国医療情報プラットフォームなども含まれており、マイナカードの利用履歴が集積され、データベース化される懸念がある

⇒「情報の中央集権化」を可能とするシステムの構築をねらう

- ③デジタル庁は2022年10月3日、ガバメントクラウドのベンダー公募の結果を公表したが、アマゾン・ウェブ・サービス、グーグルに加え、マイクロソフト、オラクルが採用され、米国の大手ITベンダーが占めた。利用するデータセンターの所在地域は日本国内にあるというが、情報保全に関する規制を明確にすべき

(5) 医療情報の利活用の規制緩和を先行

- ①医療機関がオンライン資格確認等システムにより、患者の医療情報を閲覧・共有（一次利用）する場合は、個人情報保護法により「本人の同意」が必要となる
- ・患者が同意するとすべての医療情報が開示され、開示する情報を選択することはできないため、診療・薬剤、処方箋情報がすべて筒抜けになってしまう
 - ・薬剤の履歴などからAI（人工知能）がプロファイリングを行い、病歴を推測して知る可能性がある
- ②国は、「本人の同意」を得るという入口規制から、医療情報を利活用する企業等を審査・認定するという出口規制に変更する方針
- ・オプトアウト方式（本人が提供を拒否しない限り、個人情報の第三者への提供に同意したものとみなす）で医療情報を集めて、企業等が二次利用目的に使用できるデータを増やそうとしている
 - ・企業等による医療等情報の二次利用に関する論点を整理・検討する体制の確立を23年度中に行う（骨太の方針2023）
⇒ 仮名加工医療情報の作成・利用に関して、国が認定する作成事業者が、国が認定した利用事業者（企業など）に仮名加工医療情報を提供できる仕組みが導入された（改定次世代医療基盤法）

5、マイナ保険証・マイナポータルを前提とした急激な医療DX

(1) 医療情報のデジタル化と利活用ばかりが先行し、国民・患者が置き去りにされている

- ①医療情報は生命や健康にかかわるものなので、利活用の仕方によっては、個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じる懸念や不安が大きくなる可能性がある
- ・医療情報の利活用は、データ保護という信頼の上に成り立っている。個人の情報を受け取り、集積する側（企業や国など）が、何に利用しようとしているのか、誰が監督するのかなど、透明性と機密性を確保することが不可欠
- ②医療情報が十分に保護されたうえで、幅広い治療結果のデータを連携・分析して、効果的な治療に役立てることが期待される。その成果を迅速に医療保険制度に組み込むことにより、高度で良質な医療が普遍的に提供される
- ・「組織、人、技術」の3つの側面から個人情報を守り、国民・患者の信頼感、安心・安全を確保することが必要

- ③マイナカードと健康保険証を一体化させている国は、G7では日本だけ
- ・他の分野とはひも付けしない「医療等 ID」（被保険者番号）を用いた医療等情報の集積・分析、地域内・地域間での情報共有の仕組みを構築することが考えられる
 - ・従来からある地域の実情に応じて運営される「地域医療情報連携ネットワーク」は、全国に約 270 が存在している

(2) 日本は一つの番号、一枚のカードに膨大な個人情報がひも付けられ、引き出せる

- ①改定マイナンバー法が6月2日に成立し、今まで社会保障・税・災害対策の3分野に限られていたマイナンバーの利用範囲を拡大し、法律に「準ずる事務」でも利用できるようにした。政府の判断で「準ずる事務」はいくらでも解釈をひろげることができる

- ②マイナンバーとマイナカード、マイナポータルによって、ひも付けされる情報が増えれば増えるほど、政府が個人の資産や既往歴、行動パターンなどを把握することが可能になる

⇒ その結果、政府による国民への監視や介入、言論や行動の統制につながるデジタル社会＝画一化した社会となる恐れがある

- ③スウェーデンやエストニアなどには共通番号はあるが、政府が責任を持って個人情報を守る仕組みをつくっている

⇒ 国民の政府に対する信頼度や、情報公開を始めとする透明性と機密性が、日本とは比べものにならないほど高い

- ④ドイツ、フランス、イギリスなど個人情報の保護に厳しい国では、一つの番号に全ての個人情報がひも付けられておらず、行政分野・用途ごとに番号（税務識別番号や医療被保険者番号、社会保障番号など）が複数あり、分散させている

(3) “個人情報（データ）は人権、を基本に、自分のデータの使われ方をコントロールできる権利など、国民・患者の人権、プライバシー権を守る仕組みが求められる

- ①EU一般データ保護規則（GDPR）第17条は、本人が明かしたくない個人データを消去する権利＝「忘れられる権利」を定めている

- ②欧州委員会のデジタル化政策 「デジタルディケイドにおけるデジタル権と原則に関する欧州宣言」案（2022年1月26日）

1、DXの中心に人々を置く（人間中心のDX）

技術は、完全なセキュリティと基本権の尊重の下に、すべての欧州人に奉仕し、恩恵をもたらすべきであり、彼らが願望を追求できるようエンパワーすべき

#国民の個人情報の中央集権化か、人権と地域主権を基本とするデジタル化政策か